

なみえ 議会だより

2015.11.1
No. 149



本宮市・浪江町ふれあい芋煮交流会（悪天候のため屋内にて）

9月定例会・第3回(8月)臨時会

定例会	議会活動の経過報告…………… P 5
議案審議ほか…………… P 2～P 4	一般質問…………… P 6～P 11
採決状況…………… P 4	要望書…………… P 12～P 13
臨時会…………… P 5	町民の声…………… P 14

平成26年度

決算を認定する!!

要旨

9月定例会は、9月8日から9月17日までの10日間を会期として開催しました。

町長からは、決算の認定、条例の改正、工事請負契約等の締結、土地の取得、補正予算など、認定2件、議案17件、同意4件、報告1件が提出され、これらについて審議を行いました。

審議結果（採決状況）については、4ページに掲載のとおりです。

【主な議案等の内容】

- 決算の概要は、下記のとおりです。
- 条例の改正は、**個人情報保護条例、手数料徴収条例、税条例、国民健康保険税条例及び町長等の給与の特例に関する条例**の改正です。
- 工事請負契約等の締結は、**公共下水道管渠施設の災害復旧工事（委託協定）、デジタル防災行政無線（移動系）設備工事及び橋梁災害復旧工事**に係るものです。
- 補正予算のうち**一般会計補正予算**は、歳入歳出それぞれ15億1360万9千円を増額するもので、歳入の主なものは**普通地方交付税**4億812万円、**前年度歳計剰余金**6億4964万4千円の増額、歳出の主なものは**浪江町復旧・復興基金積立金**12億3099万1千円、**浪江東中学校整備設計委託料**4411万4千円の増額です。
- 同意した人事案件は、4ページに掲載のとおりです。

【決算の概要】

(単位：千円)

区 分		一般会計	特別会計	合 計
歳 入 総 額	①	15,409,379	8,908,240	34,317,619
歳 出 総 額	②	14,544,733	7,954,418	22,499,151
歳入歳出差引額 (①-②)	③	864,646	953,822	1,818,468
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額	962	22,644	23,606
	繰越明許費繰越額	53,755	12,276	66,031
	事故繰越し繰越額	40,284	0	40,284
	計	④	95,001	34,920
実 質 収 支 (③-④)	⑤	769,645	918,902	1,668,547
前年度実質収支	⑥	577,517	1,103,496	1,681,013
単 年 度 収 支 (⑤-⑥)	⑦	192,128	△184,594	7,534
積 立 金 (財政調整基金)	⑧	61,013		
繰上償還金	⑨	91,028		
積立金取崩し額 (財政調整基金)	⑩	298,716		
実質単年度収支 (⑦+⑧+⑨-⑩)	⑪	45,453		

※詳細については、「広報なみえ」11月号に掲載していますので、ご参照ください。

決算の認定

認定第1号 決算の認定について

質問(馬場) 障がい児通所給付金の県負担追加交付金と国庫負担金交付金が雑入処理されているが、なぜ雑入処理なのか。

総務課長 今後におきましては、より詳細にわかりやすく記載してまいります。

質問(馬場) コミュニティ助成事業250万円は、どこからの補助金(歳入)なのか。

生活支援課長 一般財団法人自治総合センターからの250万円です。

質問(山本) 有害鳥獣被害防止対策事業で、捕獲隊の延べ人数は何人か。また今後、捕獲の組織体制を強化する考えはあるのか。

産業・賠償対策課長 延べ日数は102日、延べ人数は333人です。組織体制については、今後検討してまいります。

質問(紺野) 復興支援事業1億6213万円の内、人件費の比率は。

生活支援課長 人件費は34%になります。

賛成多数で可決

反対討論

決定的な理由は、マイナンバー制度には個人情報丸裸にして危険にさらす問題があることとあり、反対討論とします(馬場)。

(賛成多数で認定)

条例の改正

議案第80号 浪江町個人情報保護条例の一部改正について

反対討論

セキュリティ対策など大きな問題があるマイナンバー法と一体として提起された本条例の改正には問題があり、反対討論とします(馬場)。

(賛成多数で可決)

議案第83号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について

反対討論

浪江町の場合、国保税については、特例免除とされていますが、値上げ条例そのものには同意できないので、反対討論とします(馬場)。

(賛成多数で可決)

議案第96号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

質問(鈴木) 私は3月定例会において、町長、副町長、教育長の給与削減を反対いたしました。今回、町長を除いて元に戻すことについて

戻したいとのことですが、元に戻す最大の理由をお伺いします。
町長 今回県からの出向ということになれば元に戻した形でお迎えしたい。その上で職務に全身全霊打ち込んでいただきたいという思いです。これを機会に副町長の公平を期すとともに、教育長も元に戻したいと考えています。

(賛成多数で可決)

補正予算

議案第88号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第3号)

教育次長 入札の関係から金額は申し上げられませんが、不燃物処理委託及び東中学校の改築に向けての整備委託料となります。

(賛成多数で可決)

質問(若月) 東中学校整備設計委託料4400万円の内訳は。

同意案件

○(同意第1号)

特別功労者の決定について

次の方々を、特別功労者として決定することに同意しました。

大和田 好 英 浪江町大字井手字高倉7

佐藤 勇 次 浪江町大字川添字中上ノ原280

木幡 良 夫 浪江町大字樋渡字江添84-2

田 中 満 浪江町大字谷津田字流松44-2

(故)田 中 穂 積 浪江町大字川添字上加倉23-4

安部 幸 雄 浪江町大字川添字南大坂56-2

○(同意第2号・第3号)

副町長の選任について

次の方々を、副町長に選任することに同意しました。

宮 口 勝 美 浪江町大字室原字堀知木11-2

本間 茂 行 福島市方木田字辻ノ内7-3

○(同意第4号)

固定資産評価員の選任について

次の方を、固定資産評価員に選任することに同意しました。

宮 口 勝 美 浪江町大字室原字堀知木11-2

9月定例会の採決状況

(認定第1号～議案第88号：9月16日採決、議案第89号～継続審査：9月17日採決)

議案番号	件 名	議決結果
認定第1号	決算の認定について	認 定
認定第2号	浪江町水道事業会計決算の認定について	認 定
議案第80号	浪江町個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	浪江町手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第82号	浪江町税条例の一部改正について	原案可決
議案第83号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第84号	委託に関する協定の締結について	原案可決
議案第85号	工事請負契約について	原案可決
議案第86号	工事請負契約について	原案可決
議案第87号	土地の取得について	原案可決
議案第88号	平成27年度浪江町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第89号	平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第90号	平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第91号	平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第92号	平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第93号	平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第94号	平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第95号	平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第96号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
同意第1号	特別功労者の決定について	同 意
同意第2号	副町長の選任について	同 意
同意第3号	副町長の選任について	同 意
同意第4号	固定資産評価員の選任について	同 意
報告第7号	財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について	報 告
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	原案可決

第3回臨時会 8月10日

8月10日に第3回臨時会が招集され、町長から提出された3件の議案について審議を行いました。採決状況については、次のとおりです。

採決状況

議案番号	件名	議決結果
議案第77号	土地の取得について	原案可決
議案第78号	平成27年度浪江町一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第79号	平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第2号）

反対討論

（なぜ橋梁災害復旧工事を債務負担行為とするのかの質問に対し）渇水期等の事情から、同一業者になった方が良いというような答弁がありましたが、これを担保に議会の議決を求めることは、議決権の侵害であり、反対討論とします。

（賛成多数で可決）

議会活動の経過報告 7月31日～10月31日

（定例会及び臨時会中の全員協議会・各常任委員会・議会運営委員会を除く）

7月

31日 ・議会運営委員会

8月

3日 ・福島県町村議会正副議長・事務局長研修会（福島市）
 4日 ・文教・厚生常任委員会視察研修（浪江町）
 6日 ・産業・建設常任委員会視察研修（いわき市）
 7日 ・産業・建設常任委員会視察研修（いわき市ほか）
 10日 ・第3回臨時会
 ・全員協議会
 ・議会運営委員会
 ・総務常任委員会
 12日 ・「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂を受けての要望活動（福島市）
 ※12・13ページに要望書の内容を掲載しましたので、ご参照ください。
 18日 ・広域圏組合・保健衛生常任委員会（広野町）
 19日 ・広域圏組合・消防厚生常任委員会（広野町）

20日 ・広域圏組合・総務常任委員会（広野町）
 21日 ・全員協議会
 ・議会報編集特別委員会
 25日 ・広域圏組合・議会運営委員会（広野町）
 28日 ・広域圏組合・議会定例会（広野町）

9月

1日 ・議会運営委員会
 8日 ・定例会開会（～17日閉会）
 30日 ・議会報編集特別委員会

10月

1日 ・文教・厚生常任委員会視察研修（～2日石巻市・女川町）
 5日 ・全員協議会
 ・議会報編集特別委員会
 ・議会報編集特別委員会
 9日 ・産業・建設常任委員会
 14日 ・福島県町村議会議長会議員研修（郡山市）
 22日 ・二本松市議会との意見交換会（二本松市）
 23日 ・第4回臨時会
 26日 ・

※本会議の出欠状況は、町ホームページ（浪江町議会→会議結果一覧）に掲載しています。

あの件は、
どうなりましたか？

6月定例会関係

○雇用促進住宅の利用検討（改修）は

復興推進課 譲渡の決定も受け、改修設計業務（委託）を入札にかける予定です。

○年間被ばく線量の専門委員会の設置方法は

復興推進課 解除に向けた検証のための有識者会議を立ち上げましたが、これとは別に除染の検証委員会も立ち上げることにあります。

○空き家、空き地バンクの創設は

復興推進課 検討中です。

○動物等で農地の試験管理をする考えは

産業・賠償対策課 先進地視察研修を予定しています。



一般質問

町政と問

このページには、質問した議員の質問事項が掲載されています。
議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問・答弁を
合わせて1000文字以内に要約しておりますので、ご了承ください。

5 議員が質問

■平本佳司

- (1) 今後の町政について
- (2) 除染方法及び除染後の引き渡しについて
- (3) 帰町後の町の存続について

■佐々木勇治

- (1) 東京電力賠償について
- (2) 帰還について
- (3) 生活支援について
- (4) 放射線について

■松田孝司

- (1) 避難生活環境について
- (2) 復興公営住宅入居について
- (3) 帰町にむけて

■渡邊泰彦

- (1) 平成29年3月避難指示解除見込みについて

■馬場績

- (1) 閣議決定とその諸問題・今後の対応について
- (2) 再生エネルギーの取組みについて
- (3) 除染の問題と対応について
- (4) 戦争法案と70年談話の認識と見解を問う

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求め政治的姿勢を明らかにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。

● 平本 佳司 議員 ●



Q 解除に向け今後の職員体制や本庁への組織移動は

A 適切な時期に判断してまいります

質問 昨年8月に2人体制の副町長1人が辞任、そして残された副町長も辞任をし、副町長不在のまま、行政執行を続けられますか。

町長 町民の方々、あるいは議会の方々に迷惑をかけないよう今期の定例会に副町長人事を提案したいと考えています。

質問 平成29年3月を解除目標とするならば、あと1年半しかなく、今後の職員体制や本庁への組織移動等をどのように考えていますか。

総務課長 町の除染、インフラの復旧及び医療・介護などの生活関連施設の整備状況を踏まえ、適切な時期を判断します。なお、職員体制については、各出張所も含め、町民の避難状況を見ながら適切に対応していきます。

除染全般について

質問 帰還困難区域以外の除染同意率は80%以上になっていますが、まだ同意をしていない方へは、どのように取り組み、100%同意・除染にするつもりですか。

ふるさと再生課長 末同意の方に対しては、今後とも丁寧な説明をし、除染作業への理解が得られるよう進めていきます。

質問 除染作業員の把握等は、町で行っていますか。

また、犯罪、事故等を起こさないよう法令遵守を徹底的に指導していますか。

ふるさと再生課長 作業員については、全員把握しています。また、事件、トラブル等が起きないよう業者の監視体制の強化に努めます。

質問 他町では、ガンマカメラを使用し、町独自で線量測定を行い、検証していくと聞いています。

当町も、さきの議会で購入を決定しているのに、未だに購入していないのは、なぜですか。
ふるさと再生課長 今月の入札指名委員会にかけていますので、もう少しお待ちください。

質問 帰町に向け検証委員会を立ち上げ、その一部に除染の検証をさせながら、帰町の検証をしますではなく、帰町の検証委員会と除染の検証委員会は別々に立ち上げ、総合的に判断

すべきかと思いますが、どのように考えていますか。

復興推進課長 今月(9月)中を目途に解除に向けた検証のため有識者会議を立ち上げたいと考えています。そこでは、除染も含め、様々な分野での検証を行っていくことになり、それが、それとは別に除染の検証委員会も立ち上げ、色々な関係者が入った中で検証していくことになるかと思えます。

除染後の引き渡しは行政区ごとではなく個別に行うべき

質問 今までいくつかの行政区で除染が終了していますが、行政区ごとに除染終了通知を出せば、3、4カ月の時間差が生じ、荒れ地になるのは当然です。

ぜひ、行政区ごとではなく、個別に通知をして除染終了時に立ち会ってもらい、納得した上で引き渡しをすべきかと思えますが、どう考えますか。
ふるさと再生課長 除染作業完了後、除染施工業者より個別に完了の電話報告をし、「現地立ち会い説明」「避難先訪問説

明」「報告書郵送後の電話説明」のいずれか希望する方法により除染結果の説明を行い、引き渡しとしています。

町長 環境省には、責任をもって終了報告をさせていきます。

東京電力に対し町独自の安全協定書を作成すべき

質問 帰町を希望されている町民が今一番不安視しているのは「町に戻って生活できるか」です。インフラ整備はもちろんですが、その前に安全な生活が送れるかです。今、廃炉にするまで30年、40年と言われ、いつ、どのような状態になるか、だれもわかりません。

そこで、東京電力に対し、新たな町独自の安全協定書を作成すべきかと思いますが、どう考えますか。

帰町準備室長 現在、立地町4町のみ締結となっており、周辺自治体の安全確保に関する協定についても、県、周辺市町村と協力し、立地町と差のない内容での協定を締結するよう要望しているところです。

● 佐々木勇治 議員 ●



Q 子育て世代は1年前に解除と言われても困難なので、早い時期での決定はできませんか

A 解除時期の決定は、できるだけ早くお知らせします

産業・賠償対策課長 原子力賠償紛争審査会が示した中間指針に沿って、避難指示解除後相当期間まで賠償継続されることを東京電力に確認しています。

質問 避難指示解除準備区域や居住制限区域は、帰還条件が整わなく、解除が遅延した場合、精神的損害賠償はいつまで続きますか。

東京電力精神的損害賠償金の行方は

復興推進課長 避難指示の解除は、町に早く帰りたいという町民の皆様の想いを実現するためのものであり、帰ることを悩んでいる皆様に、帰還を強制するものではありません。
また、町内除染の徹底や小中学校の復旧・整備、健康管理施策など、安心して生活できる環境づくり・教育環境づくりを今後、積極的に進めてまいります。

質問 除染で18歳未満を雇用すると労働基準法違反(危険有害業務の就業制限)で逮捕される避難区域に子供たちの帰還をどう考えていますか。

なお、今回の東京電力プレス発表等が、平成30年3月で賠償終了と誤解を招く記事でしたが、浪江町ホームページにおいて避難指示解除後相当期間までの賠償の旨を周知いたしました。

放射性物質に不安の声が多いが

質問 震災前の基準値が毎時0・06μSvですので、年間追加被ばく線量1mSv以下はもちろんのこと、第1段階で毎時0・23μSvを目指し、最終的には震災前の基準値の放射線を取り戻すべきではないでしょうか。

ふるさと再生課長 国直轄除染地域であり、長期的に年間1mSv以下を目指し、町民の皆様が安心して生活できるように、できる限りの放射線量低減を目指すように国へ継続的に要望します。

また、帰還に関しては、丁寧な説明を行い、理解の浸透に努めてまいります。

質問 1年間の積算線量が測定でき、自宅において累積値

が確認できる個人積算線量計D-シャトルを購入すべきではないでしょうか。

健康保険課長 現在、ガラスバッジを配付していますが、帰町に当たり詳細な個人線量把握の必要性を認識しています。

今後、町で設置しました浪江町健康管理検討委員会から助言をいただきながら、導入も視野に検討していきます。



D-シャトル

質問 公共施設の土壌放射能濃度調査結果を5cm刻みごとに、15cmまで公表する考えはありますか。

ふるさと再生課長 現在実施していませんが、今後、関係機関と協議調整したいと考えています。

生活支援が不十分との声も

質問 子育て世代に、二重三重生活が多く見られ、精神的損害賠償だけでは厳しい状況ですが、助成の考えはありませんか。

教育次長 経済的負担軽減を目的とし、児童手当の支給、18歳までの子ども医療費の助成、保育所での保育園料の助成、幼稚園の入園料、授業料を助成する幼稚園就園奨励費補助金制度、小・中児童生徒に係る学用品・学校給食費等を助成する就学援助制度等、多様な支援、助成を行っています。

● 松田 孝司 議員 ●



Q 町主導で避難先に目に見える謝意の考えは

A 検討をさせていただきたいと思います

〔質問〕 私たち浪江町民は、

各避難先の自治体に長い間お世話になっていますが、避難先に知らないうちに、様々な迷惑をおかけしています。

個人や各仮設自治会単位で奉仕作業をするのも良いのですが、年に1度でも30分、1時間でも良いですから、町民に声を掛け、それぞれの避難先でクリーンアップなどをするのも良いかと思えます。

町主導で仮設・借上げ自治会など町全体で避難先に目に見える謝意を表わす考えは。

町長 避難が長くなり、避難先の自治体には町民の方々が大変お世話になっていきます。

先日も避難者の会の皆さんが、地元にお世話になったということで納涼祭を兼ねた解散式でお礼を言ってきました。

お世話になった町民の方々、謝礼を示すという意味で大変大切な心構えだと思いますので、検討をさせていただきたいと思っています。



復興公営住宅造成工事（南相馬市北原）

避難先での医療施設や介護施設不足について

〔質問〕 現に南相馬市に避難

されている方からも言われていますが、復興公営住宅へ入居が始まれば、病院などの医療施設や介護施設の不足などが、ますます生じることが想定されます。

県でも実態は把握しているとは思いますが、町としてどのような対策を考えていますか。

復興推進課長 県では、双葉

郡等避難地域の医療等提供体制検討会を立ち上げ、医療提供体制の再構築と地域医療を担う人材の確保に努めるとしています。

介護についても福島県相双地域等への介護職員等の応援事業により全国からの介護職員の応援を得るなど、人材の確保に努めているところです。

町としては、今後も避難先市町村や県の担当課との連携を図りながら、避難先における必要なサービス提供体制の確保に努めていきます。

除染後の再除染を求める空間線量の基準値は

〔質問〕 現在浪江町では除染

を行っています。環境省では基準を設けずに除染を行っており、除染後も高線量の所があります。

大熊町の帰還困難区域でも本格除染が始まり、環境省によれば除染によって3〜8μSvの空間線量を1μSv程度まで減らせるといっています。

町でも、除染後の空間線量の高いところのフォロアアップなどの再除染を求めると言っています。

ますが、その求める空間線量の基準値は何μSv/hを考えていますか。

ふるさと再生課長 環境省に

おけるフォロアアップ除染については、除染後、事後モニタリングを行い、面的除染の効果が維持されているか行います。その調査結果において、異常があった箇所について、原因を追究し、現場に応じたフォロアアップ除染を行うこととしています。

フォロアアップ除染の基準値については、現在明確化していませんので、町としては環境省へきちんと基準値を示すことと、長期的に年間1mSv以下となるよう要望していきます。

● 渡邊 泰彦 議員 ●



Q 平成29年3月の避難指示解除の見込みは

A 前提条件を全てクリアした状況でなければ解除できません



県外での交流会の様子

生活支援課長 町民の皆様との繋がりを維持していくために、復興する姿を様々な方法でお伝えすることが重要と考えています。浪江町復興支援員による訪問や交流会など、直接的な情報提供やメディアを通じた間

質問 福島県外で避難生活を送っている約6千人（全町民の約30%）の浪江町民を戸別訪問等で精神的なフォローをしている『浪江町復興支援員』を増員する考えはありますか。また、新たな支援策を考えていますか。

は 県外で避難生活を強いられる町民への支援策

接的な方法など、工夫・改善をして取り組みます。

町長 県外で避難している町民のフォローについては、抜本の見直しを図っていきたくと思います。福島県も浪江町のノウハウを借りて、今年から支援員制度をつくりましたが、マンネリ化しているところも若干見受けられますので検討する余地があると思います。

は 県内で避難生活を強いられる町民への支援策

質問 福島県内で避難生活を送っている約1万4千人（全町民の約70%）の浪江町民は、避難生活が4年以上経過した現在では、避難形態が様々になっています。総合的に町との繋がりを継続するため、核としての『町民サロン』の充実をお願いします。また、新たな支援策を考えていますか。

生活支援課長 県内に避難している町民の皆様は比較的一時帰宅が可能と考えています。避



県内での交流会の様子

難先での支援とともに、町のスポーツセンターや、いこいの村を整備して、交流や情報発信拠点として、新たな支援をしていきます。

町長 住宅の形態は様々に変わってくると思います。町民の絆を繋ぐためには、交流館などでの、趣味的な文化サークルや習いごとなど、きっちりとまとめあげていくような組織は必要だと考えています。これからは、そのような方向性を検討していきたいと思っています。

質問 復旧復興の実現期10年間の前半の第1ステージの5年間で終了し、後半の第2ステージが始まります。町長の将来のビジョンと決意をお答えください。

町長 第1ステージの5年間は、スタートラインにつく期間で、なかなか難しい期間でしたが、除染・賠償・健康・医療の問題など、ひとつひとつ課題をクリアしてきたつもりです。町民の皆様が100%納得していただける状態ではありませんでしたが、何とか目処がつけたいと考えています。

第2ステージの5年間は、町民の皆様と策定した『浪江町復興計画』に基づいて、次の世代にきっちり被災経験をした町としてのメッセージを残していきます。

また、共同参画の社会を造るため、町民の皆様と『協働のまちづくり』を進めるために、私の人生の全てを投入する覚悟で、これからの5年間を取り組んで参りたいと考えております。

● 馬場 績 議員 ●



Q 避難解除時期・賠償の終期の閣議決定と町の対応は

A 事故から一律6年で避難解除という閣議決定は不適切と考えます

質問 政府与党の第5次提言、続けて6月に閣議決定をしました。帰還困難区域以外の避難指示解除や賠償に期限を持ち込むものであり、東京電力には免罪符を与え、支援すべき被災者と福島を突き放すものです。閣議決定の基本問題をどのように認識し、町民の生活再建のためにどのような見直しを求めますか。

町長 市町村一律に事故6年で解除というのは不適切であると考えております。

質問 9月5日檜葉町が避難解除されました。水や住宅、生活空間の放射能汚染、子供の教育、働く場所、医療、介護、事業再開、生産活動などの不安を残したままであり、浪江町は再開可能な条件整備を優先すべきです。

町長 平成25年3月7日付け原子力災害対策本部長通知では、インフラ、医療・介護・郵便などがおおむね復旧し、除染など子供の生活環境が十分進捗した段階で、県、市町村、住民

と十分な協議を踏まえて決めるとしております。



除染をして戻れるか、検証が待たれる除染現場（左：浪江中、右：浪江小）

質問 戻る人、戻れない人の生活再建に時間をかけ、その後賠償の終期をどうするか検討すべきです。

閣議決定と現実のかい離をど

のように認識し、国、東電にどう働きかけるのか、お答えください。

町長 賠償は避難指示解除とリンクすべきではなく、実態に合わせた賠償継続を求めています。更に原子力損害賠償審査会の指針に沿って判断されるべきであり、国は東京電力を強く指導するよう求めていきます。

除染事業者の指導管理・線量測定と再除染について

質問 除染作業の監視、除染後の線量測定は、どうされていますか。

ふるさと再生課長 県の除染対策課と連携し、抜き打ちによる現場監視を行っております。線量測定は、除染終了後、半年から1年後にモニタリング調査を継続して行います。

質問 除染の低減目標と再除染について、お答えください。

ふるさと再生課長 基準値は

現在明確化されていないので、環境省へ基準値を示すことと、長期的に年間1ミリシーベルト以下となるよう求めています。

質問 フォロアアップ除染がまだ一回も実施されていないのは問題です。除染検証委員会をいつまで立ち上げるのか、お答えください。

ふるさと再生課長 フォロアアップ除染に関しては、ガンマカメラを購入し、異常確認をします。検証委員会は、できるだけ早く対応します。

戦争法案の廃案を求めよ

質問 廃案を求める行動は、主権者として新しい国民的運動になってきています。違憲立法の廃案を求めるか、お答えください。

町長 閣議決定による憲法解釈変更の問題があり、国民の意思に基づく正当な議論をすべきと考えます。

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂を受け、8月12日、国への要望活動を行い、その中で次のとおり要望書を提出しました。

要 望 書

平成27年8月12日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 吉田 数博

平成27年6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改定が閣議決定なされた。

しかしこの内容は、原子力災害被災地の復興を進めるための、様々な取り組みの強化について掲げられている一方、現在の除染の進捗率は20パーセント程度であり、いまだ広範に高線量地域を抱える当町において除染精度が確保されていない等、復興整備に苦慮している実情が十分に理解されていないところが散見される。

今後、実態に向き合い、これまで以上に地域住民の協力を糧として、対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していくため、以下の点について反映されるよう強く要望する。

1. 避難指示の解除時期

平成25年3月7日付けで原子力災害現地対策本部長から浪江町長宛て通知において、4項目の付帯事項が付記されている。

政府としてこれらを再確認し、一方的かつ全町一律ではなく当町の実情にあった解除時期とすること。

- (1) 復興の課題が山積しており、自治体の考え方を尊重して解除の見通しを判断すべきである。
- (2) 国が示す避難指示解除三要件のうち、特に子供達の健康を重視し、国の責任において早急に年間1ミリシーベルト以下の除染を目指し、確実な除染を行なうべきである。また、他の二要件の充足には自治体との綿密な協議により実行されるべきである。
- (3) 解除見通しの協議においては、廃炉・汚染水対策の現状も加味すべきである。

2. 財源及び人材の確保

原子力災害被災地域においては今後本格的な復興期を迎える状況にあるため、イノベーション・コースト構想も含め「復興・創生期間」における十分かつ柔軟な財源の確保を強く求める。

また、福島第一原子力発電所の廃炉や除去土壌等の最終処分場への搬入までには相当な期間を要することから、「復興・創生期間」終了後も長期的にしっかりと復興財源を確保すること。

さらに、復興の加速にはそれを支える人員・人材が必要不可欠である。継続的かつ安定的な人材の確保策を求める。

- (1) 復興事業等の業務は始まったばかりであり、自治体の取り組みに十分配慮した人材確保をすべきである。
- (2) 平成27年度で終了するとした除染実証研究費を増額継続すべきである。
- (3) インフラ復旧等、国が掲げる対策・支援等を含めた事業が道半ばであり、帰還環境整備交付金基金を平成30年3月で終了せず、実情に合った期間まで継続運用すべきである。
- (4) イノベーション・コースト構想における国・県が考える案と自治体が計画する案について、国からの一方的な提示ではなく、実情に合った地域創生の実現が可能となるための連携と協力を強化し、実現に向け十分な財源を確保すべきである。
- (5) 一次産業再生のため、中長期的な支援策や財源を確保すべきである。
- (6) 医療・福祉関係施設等の設置がなければ人材の確保が出来ない。早急に設置計画を示し、自治体・住民の意見を十分に取り入れるべきである。

3. 事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援

「住民帰還に向けた環境整備のために平成27年度と28年度2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間」と位置付けているが、当町の状況においてはいまだ除染も完了しておらず、インフラ復旧もままならない状況である。被災地によって、復旧の進捗が異なることから、集中期を限定せずそれぞれの町村の現状に照らし合わせた自立支援施策の展開を図ること。

- (1) 国が実施する事業再開に関する調査は、帰還する住民や復興に関わる人たちのニーズを把握するために定期的実施し、その結果を協議するときは、自治体、商工農林水産事業者等の実態に即したメンバーによる主体性を持った会議とすべきである。
- (2) 中小企業、商店等8000社以上、より多くの業種経営者の意見を直に聞き、取りまとめるだけでなく、再開に至るまで商工会等関係機関も交えて、細かく協議を重ねるべきである。
- (3) 帰還後、放射線量の地域格差が風評被害に至らないよう手立てを講じるべきである。
- (4) 販路開拓には民間活力を最大限利用するなど、国の責任において対策を講じるべきである。

4. 実情を勘案した賠償の継続

就労不能損害賠償及び営業損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においていずれもその終期は「基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動（または営業活動）を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。

除染が始まったばかりであり、帰還の見通しがたたない当町においては、一律でこれら賠償を打ち切ることなく環境が整うまで賠償すべきである。

また、事業再開に際し、事業用資産の賠償の時価相当額を超過した修繕費用や代替資産の取得費用が発生していることから、事業者が再開しやすいようさらなる支援施策の構築や中間指針における「追加的費用」として賠償すべきである。

- (1) 東京電力株式会社に対する賠償等の指導が充足されず未解決の事例が多くある。また、当初より賠償環境が変化しており見直されるべきであるので、国指導による確実な実行を求める。
- (2) 営農・営業とは生活する収入源が得られて初めて成り立つものであり、地域性を考慮して全ての生業が達成するまで継続すべきである。

5. インフラと生活環境整備

本年3月1日に全線開通した常磐自動車道について、復旧・復興に向けた交通量が増加や中間貯蔵施設への搬入車両の増加等を見据え、帰還に向けて住民生活の安全安心を確保するためにも複線化すること。

中間貯蔵施設への搬入ルートについて、地元の意見を重視したルートを確立するとともに、道路等の補修や拡幅等の措置を講じ、住民の安全、安心を確保すること。

- (1) 国道114号は今後行われる汚染土壌の運搬路となり、住民の生活道路としての役割を逸脱した道路となってしまう。住民の高齢化や分散した家族、住民との交流に際し安全に走行できるよう、早急に狭隘区間の拡幅整備等の措置を講じるべきである。
- (2) 津島方面への避難時には大渋滞を引き起こしたことから、当町から中通りにかけての「避難道路」として、また、高度専門医療を担う中核機関である県立医大附属病院と当町を結ぶ「命の道路」として、早急に整備すべきである。
- (3) 住宅等建造物の解体については、避難開始から相当な時間が経過しており所有者が使用に耐えられないと判断したときは、全額国費で処理すべきである。
- (4) 復興公営住宅の整備は住民が失望するほど遅れている。最重要事業として取り組むべきである。
- (5) 新たに住居等を確保しその地域に溶け込もうとしている町民と、地域住民のコミュニケーションが取れる環境を構築できるように、十分な協議を重ね支援をすべきである。

6. 帰還困難区域を含めた除染に関すること

- (1) 帰還困難区域の除染（森林・河川・大柿ダム関連施設等を含む）を積極的に取り組むこと。また、森林から下流域の河川敷地と周辺地域への汚染が拡大していることを踏まえ、森林除染や土壌除染の実証研究を行い、早急に技術の開発をすべきである。
- (2) 帰還困難区域に暮らしていた住民の気持ちを大事にし、宅地・農地等の管理は定期的実施すべきであり、早急に除染の工程表や今後の在り方について明示すべきである。

7. 廃炉対策について

- (1) これまで情報は後出しであり、当町は立地町以上に甚大な被害を蒙っている。国と東京電力株式会社はこの事実を認識し、立地町と同等の情報共有と復興への支援を行うべきであり、今後は安全協定等をもって対応すべきである。
- (2) 廃炉作業は十分な安全対策を講じるべきである。

(あて先) 内閣府原子力災害現地対策本部本部長、復興大臣、環境大臣、経済産業大臣

町民の声



吉田 尚史さん
(権現堂)

避難生活5年目を迎えて

故郷浪江町を追われて、4年8ヶ月が経過しました。震災後すぐに、栃木県の宇都宮市に避難して4年が経ちますが、今年の10月に福島県の須賀川市に戻って来ました。震災後に長男が誕生して、家族もひとり増えて妻と3人家族になり、今は充実した毎日を過ごしています。宇都宮市では、避難者の会の会長として、『ふれあいお茶会』を地元の生協連、ふれあいコープ、NPO法人ウィズの方々との協力で、66回開催することができま

した。長い間、暖かい支援を続けていただいたボランティアの方々に感謝と共に『ありがとう』です。

震災前から15年間続けているヨサコイチーム『wonderなみえ』の活動も、復帰したメンバーと共に、日本全国に遠征しています。震災後に『福島県・浪江町』を入れた特大の旗を作って、復興のアピールと各地に避難している町民に元気を付けるために、力の限り旗を振っています。全国で応援してくれた方々にも感謝と共に『ありがとう』です。

須賀川市で、私は整体院を、妻は美容院を開店しました。妻はそもそも美容師でしたが、私は震災当初に仮設住宅をボランティアで訪問してくれた整体師の方の影響で、この道に進みました。様々な研修や講習を受けて、やっと資格を習得しました。須賀川市を訪れた際は、ぜひお

立ち寄りください。

さて、平成29年3月に浪江町は避難指示の解除が見込まれていますが、子供が小さく、放射能の影響が心配なので、私たちが家族は当分の間、故郷に帰還することはできないと思います。しかし、いずれかの時期に帰町したいと夢見ています。町長を中心とした執行部の皆様、そして町議員の皆様には、復旧・復興のために頑張っていただいたいと思います。

『浪江町を取り戻す』には、時間がかかると思いますが、確実に着実に一步一步前進していただけるように、施策を実行してください。

国と東電に対して、浪江町民が何を想い、何を希望しているかを掴み取って、それを胸に抱いて下さい。一日も早く震災前の浪江町に戻るように努力して下さい。よろしくお願ひします。

みなさまの声を お聞かせ下さい。

議会報編集特別委員会では、町民の皆様の声を「議会だより」に掲載しています。議会に対する意見、要望、感想等、何でも結構ですので、声をお寄せください(議会事務局まで)。

■発行責任者■ 議長 吉田 数博
■議会報編集特別委員会■ 委員長 鈴木 幸治
副委員長 佐々木 勇彦
委員 渡辺 泰司
松本 佳孝
平田 孝重
泉 司章

